

3月15日号

(第三種郵便物認可)

昭和26年2月24日

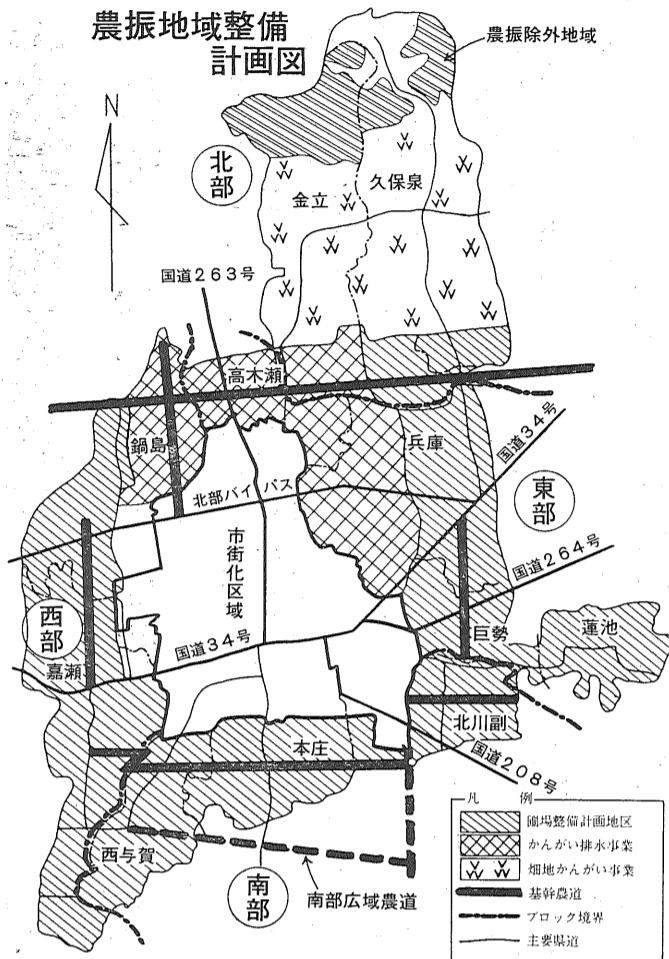
発行所 佐賀市役所

発行人 市長公室長

(定価2円)

電話代表④3151番

「市報さか」  
はみんなのた  
めに早く配り  
ましょ



## 農業振興計画案まとまる

### ほ場整備を中心とした農業振興計画案

#### 昭和55年を目標

調整区域内で、北部山麓地帯と、住みやすい生活の場を整然と整備していくことを目標とします。

この地域について、今後十一年先を見通した農業のあり方をこのたびまとめました。

この計画の策定にあたっては、ほ場整備、農道整備、用排水の分離など生産基盤の整備をすこし、農業生産性の再編成にとりくみ、農業経営の安定をはかること、利便で快適な生活環境の整備につとめることを基調としています。

それは、働きやすい農業のため、振興作目の設定、園芸など振興作目の設定、營農の方向づけなど農業生産性の再編成にとりくみ、農業経営の安定をはかること、利便で快適な生活環境の整備につとめることを基調としています。

農業振興地域内プロック別振興作目

| 大別   | 地帶別 | 振興作目                |                       |
|------|-----|---------------------|-----------------------|
|      |     | 重点作目                | 奨励作目                  |
| 北部地区 | 北部  | 金立町<br>久保泉町         | 米麦、酪農<br>養豚、みかん施設野菜   |
|      | 西部  | 鍋島町<br>嘉瀬町          | メロン、花き<br>施設野菜        |
| 坦地区  | 南部  | 西与賀町<br>本庄町<br>北川副町 | 米麦、酪農<br>玉ねぎ、<br>施設野菜 |
|      | 東部  | 高木瀬町<br>兵庫熱池町       | 米麦、養豚<br>玉ねぎ、<br>施設野菜 |

農業振興地域内プロック別振興作目

## 住みよい環境を守り快適な都市づくりへ 用途地域変更・市の素案まとまる

住居専用地域では、日照などが悪くならないよう北側の隣地境界からの斜線制限を設けています。(建ぺい率、容積率、斜線制限は下段の用語の解説を参照ください)

### 斜線制限設け

#### 日照権を保護

この北側斜線制限は、最近住宅内で、日照権をめぐるトラブルがよく起きていますので、第一種住居専用地域では、建物の高さを一メートル以下におさえ、とくに北側の隣地との境界は、高さの限度が五メートルまでになります。(ただし境界から一メートルさがるごとに、一・二・三・四メートルの割合で限度はゆるくな る)。

また、第二種住居専用地域も、敷地の北側の建物の高さ

### 新用途地域の提案は、マスター・プランの土地利用計画、現在の用途地域と現況調査の三つを基礎として作成したものでありますので、十 見、ご希望をお聞かせいたしま す。より効果的な用途地帯 のみなさんから建設的な意見、ご要望をお聞かせいたしま す。決めたいと思っておりま す。説明会は、四月六日から 各地区ごとに開催されます。 説明会はどこで行われますか? みなさんのご協力をお願ひします。

説明会の日程は、下の表とおりとなっています。お問い合わせはどこの会場でも構です。

用途地域決定までのスケジュールは、説明会と計  
おわりますと、公聴会と計

# 説明会日程

## 建設的なご意見を

## 建坪率

用語の解説

この地域は、銀行、事務所、デパート、劇場、料理店など各種の商業業務施設、娯楽施設が集つてゐる都心部の商店街地域です。この地域の中では、とくに商業地としての、環境をそこなうような工場などの建築が制限され、百五十平方メートル以上の工場、危険物貯蔵量がやや多いものは建てられません。

八種類の用途地域は、全国各市に通用するような画一的分類となっています。そのため、市の特殊性を生かした都市計画を定めるために、また詳細に土地利用を考えた場合、八種類の分類ではどうしても不足してきますので、特別用途地区を定めてもよいよう法律で決められて、に特定の区域

八種類の用途地域は、全国各市に通用するような画一的分類となっています。そのため、市の特殊性を生かした都市計画を定めるために、また詳細に土地利用を考えた場合、八種類の分類ではどうしても不足してきますので、特別用途地区を定めてもよいよう法律で決められて、に特定の区域

## 特別用途地域とは……

静かだった佐賀市も、日々にまちの様子が変わってきており、二十年以上も前に決められた用途地域では、実情に合わない面もでてきてています。そこで、市では今までの用途地域を再検討し、新しい用途地域をきめる作業を進めていましたが、その素案がまとまりました。

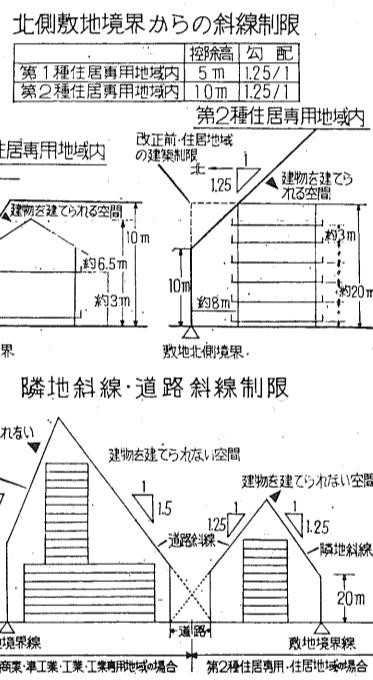
用途地域というのは、みなさんが静かで快適な生活をおくっていただけるよう、また生産活動などができるように、共通の建物をそれぞれの用途にあつた地域にてて、調和したまちをつくるための最少限のルールで、佐賀市の都市計画事業を進めるうえで基本となる重要なものです。

どう変更されるか

限はゆるくなる)  
このほか、北側以外に

## 土地利用を目的別に

## 住宅、工場の混在を追放



発生の恐れのある工場や、危険物を扱う工場を除いて、ほとんどの建物が建てられます。建築できるものは、住居、物品販売の店舗、学校、病院、事務所、小規模な食品工場などを考えてあります。

# 新用途地域案



|  |          |
|--|----------|
|  | 1種住居専用地域 |
|  | 2種住居専用地域 |
|  | 住居地域     |
|  | 近隣商業地域   |
|  | 商業地域     |
|  | 準工業地域    |
|  | 工業地域     |
|  | 工業専用地域   |



建ぺい率と容積率

|               | 地域の概略   | 建ぺい率 | 容積率 |
|---------------|---|------|-----|
| 第1種<br>住居専用地域 | 城北団地、植木高木団地、寄人団地、城南団地、各附近<br>鬼丸町、安住枝吉団地、中折町の各附近                     | 50%  | 80% |
| 第2種<br>住居専用地域 | 城北中学、東高木、高木瀬団地<br>元競馬場、交通公園西側、天祐団地<br>多布施2丁目、朝日町の各附近                | 60   | 200 |
| 住居地域          | その他の市街化区域   | 60   | 200 |
| 近隣商業地域        | 国道263号、34号、208号、北部バイパス、上多布施・北島線、県道西与賀線、東与賀線、鐘ヶ江線、各路線沿いの一部、川原町、三ツ瀬附近 | 80   | 200 |
| 商業地域          | 新佐賀駅附近、中央大通り沿い<br>その他の駅北、愛敬町、呉服元町、松原、天神の各附近                         | 80   | 500 |
| 準工業地域         | 工場団地周辺、北部バイパス沿線、グリコ、大和紡績、鍋島駅南、牛島上各附近、南部バイパス、208号線沿い一部               | 60   | 200 |
| 工業地域          | 戸上、牛島下、市土木センターの各附近  | 60   | 200 |
| 工業専用地域        | 工場団地附近  | 60   | 200 |

隣地との境界は、高さの限界が五メートルになります。(ただし境界から一メートルさがることに、一・二五メートルの割合で限度はゆるくな

る。また、第二種住居専用地域のスケジュールは、説明会がおわりますと、公聴会と計画

## 説明会

| とき           |
|--------------|
| 4月6日午前9時半から  |
| 午後1時半から      |
| 4月9日午前9時半から  |
| 午後1時半から      |
| 4月10日午前9時から  |
| 午後1時半から      |
| 4月11日午前9時半から |
| 午後1時半から      |
| 4月12日午前9時半から |
| 午後1時半から      |
| 4月13日午前9時半から |
| 午後1時半から      |

よりの会場でおうけくわな。敷地の制限。隣りの敷地の境界や敷地から建物までの水平距離との割合で、建てる。建物を敷地の境界から離せば一定の割合で、高く建てられ高さの限界が決る。このため

## 用途地域内の建物

| 建築物の用途                    |
|---------------------------|
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場            |
| 待合、料理店、キャバレー、バー、トルコ風呂     |
| 倉庫業倉庫                     |
| ボーリング場、スケート場、水泳場          |
| 雀屋、ぱちんこ屋、射的場等             |
| ホテル、旅館、モーテル               |
| 自動車教習場                    |
| 学校                        |
| 病院                        |
| 寺院、教会、養育院                 |
| 一般公衆浴場                    |
| 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、物品販売店舗、飲食店 |
| 一般事務所                     |
| パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等           |
| 作業場の床面積の合計が50m以下          |
| 環境悪化のおそれの極めて少ない           |
| 作業場の床面積の合計が150m以下         |
| や、環境悪化のおそれの少ない業           |
| 作業場の床面積の合計が150m以下         |
| 危険性や環境悪化のおそれがある           |
| 火薬類、石油類、ガスなどの危険物          |
| "                         |
| "                         |
| "                         |
| 卸売市場、畜場、火葬場、汚物処理場         |

## 違反建築物の取締りも強化

現在、県で行なっている建築物の確認事務を市で行ない、市民のみなさんにより密着した、しかもキメ細かな建築行政を行なうため、かねてから建築主事の設置を検討しておりましたが、いよいよ四月一日から建築主事をおくことにいたしました。

これにより、四月一日以後市民のみなさんが住宅を建築されたり、増改築、模様がえなどをされるときは、市の建築主事の指導を受けられるとともに、建築確認申請は市に出しておひらひことになります。

△△△△△△△△△△申請書の内容が安全上、防災上、また衛生上の見地から判断して、周囲の環境を害するおそれがないと認めたときは、七日以内に建築物等の建築を許可することになります。  
(建築確認申請から工事着工

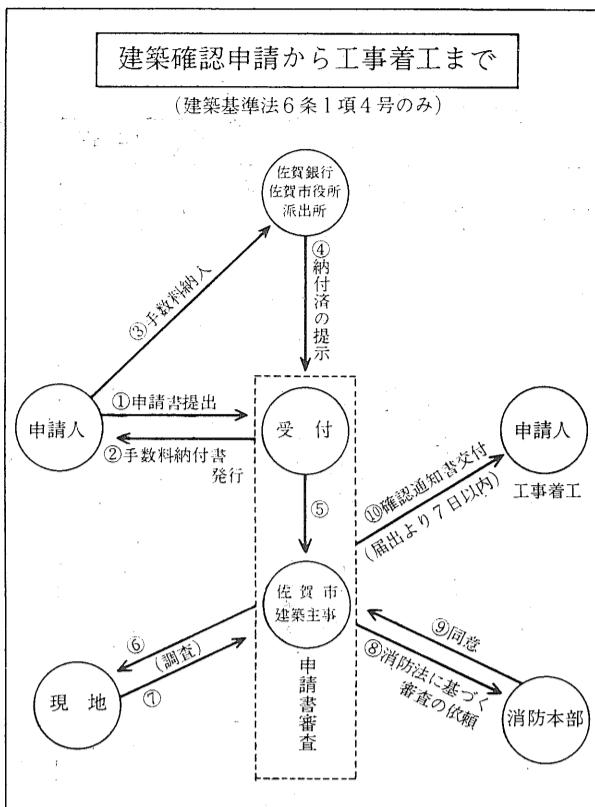
## 犬の登 予防注

|              |                            |      |     |
|--------------|----------------------------|------|-----|
| 提出してください。    | 期限が切れますので、四月以降も優待乗車券を利用される | 4月2日 | 9時半 |
| なお、病院、映画館など特 |                            | 3日   |     |
|              |                            | 4日   | 10時 |
|              |                            | 5日   |     |
|              |                            | 6日   |     |
|              |                            | 7日   |     |
|              |                            | 9日   |     |
|              |                            | 10日  |     |
|              |                            | 11日  |     |
|              |                            | 12日  |     |
|              |                            | 13日  |     |
|              |                            | 14日  | 9時半 |
|              |                            | 15日  |     |
|              |                            | 16日  |     |
|              |                            | 17日  | 10時 |
|              |                            | 18日  | 9時半 |

## 蟲除指導日程

納税はお手軽な  
預金口座振替で

①上記の建築申請から工事着工までは、佐賀市で取扱う建築確認の図示であります。  
②県が処理する建築確認申請に関する書類も、いたたん市で受けたあと県へ回送しますので、4月1日以降の建築確認書等は、すべて市へ提出してください。



わざ銀行などへおでかけになると、市税の納付が、あなたの預金口座から自動的に納められる「預金口座振替制度」を四月からはじめます。この制度は、納税者のみなさんが指定した金融機関の預金口座から、市税の納期がくれば、自動的に税金が納めらるめんどうがなく、市税の納付が、あなたの預金口座から自動的に納められる「預金口座振替制度」を四月からはじめます。組みです。

**お申込みは簡単です**

あなたの預金口座のある銀行や農協などに、お届けずみの印かんを、持参していただきだけです。

**振替のできる税金は**

▽市県民税（特別徴収の方や法人市民税はできません）

口座振替のできる預金は、普通預金、当座預金、納税預金、振替のできる金融機関は、市内の各銀行、相互銀行、信用金庫の本店および支店、商工中金、各農協および農

高木と康一による「日本地図学の歴史」

▷ 3回接種……昭和47年6月から昭和47年12月までに生れた人  
▷ 1回接種……昭和46年1月から昭和46年5月までに生れた人  
で、46年12月までに3回接種を受けられた人  
※1回接種の方は、2回目の接種日に受けてください

※1回接種の方は、2回目の接種日に受けてください

新栄校区の方は、従来の校区で受けてください。

## 乳兒一歲健診日程

▷ 対象者……昭和47年4月以降に生れた人

▷ 料金……無料、母子健康手帳をご持参ください

| 校 区 | 月 日   | 場 所     |
|-----|-------|---------|
| 高木瀬 | 4月 4日 | 公民館     |
| 西与賀 | 〃 9日  | 厘外西公民分館 |
| 兵 庫 | 〃 10日 | 連絡所     |
| 北川副 | 〃 11日 | 民館      |
| 久保泉 | 〃 12日 | 〃       |
| 巨 勢 | 〃 13日 | 高尾宿公民分館 |
| 赤 松 | 〃 16日 | 和民館     |
| 嘉 瀬 | 〃 17日 | 民館      |
| 本 濱 | 〃 18日 | 本庄支所    |
| 鍋 庄 | 〃 19日 | 民館      |
| 日 島 | 〃 20日 | 〃       |
| 循 新 | 〃 23日 | 〃       |
| 金 誘 | 〃 24日 | 〃       |
| 神 立 | 〃 25日 | 〃       |
| 勸 野 | 〃 26日 | 〃       |
| 蓮 興 | 〃 27日 | 連絡所     |

時間はいずれも1時半から3時まで

十一  
上相陰指道日程